

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事業部において配送助手として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、同僚の運転する車に同乗して配送業務中、信号待ちで停止していたところ、後続の車に追突され（以下「本件事故」という。）、負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し「頸椎捻挫」と診断され、同年〇月〇日、E脳神経外科に転医し「外傷性頭頸部症候群（第Ⅰ、Ⅱ型）」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件事故により、請求人の後遺障害として検討すべき傷病名について、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、「中心性頸椎損傷」も加えられるべきであると主張するので、以下検討する。

F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、「中心性せき髄損傷に特徴的な、両上肢の著明なびりびりする異常感覚は、当初から全く見られず、歩行障害も見られず、MRI検査でも、せき髄に異常所見は認められないので、請求人の当該負傷の傷病名に、中心性せき髄損傷を加えるのは、妥当でないと考える。」と述べているところ、当審査会としても、同所見は妥当であると判断することから、決定書理由に説示のとおり、「外傷性頭頸部症候群、頸椎症」が本件事故時の傷病名であると判断する。

- (2) せき柱（頸部）に係る運動障害について、請求代理人は、請求人の頸部に可動域制限が認められることから、障害等級第8級の2に該当する旨主張するので、以下検討する。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け「障害等級認定に関する意見書」（以下「局医意見書」という。）において、要旨、「頸部に可動域制限を残すも、疼痛によるものである。」と意見し、上記鑑定意見書においても、要旨、「『せき椎圧迫骨折等』骨傷や、『せき椎固定術』が行われたものとは認められない。」

「項背腰部軟部組織に明らかな器質的变化は認められない。」、「頭蓋・上位頸椎間に著しい異常可動性が生じたものと認められない。」と意見しており、

その他、これらの所見を否定する医学意見も認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件は神経系統に係る障害をもって障害認定を行うことが相当であると判断する。

- (3) 神経系統に係る障害について、請求代理人は、請求人の両上肢にしびれが認められることなどから、障害等級第3級に該当する旨主張するので、以下検討する。

局医意見書において、要旨、「頸部に常時疼痛を認める。」と意見していることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、神経系統に係る障害として、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当するものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に
応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。